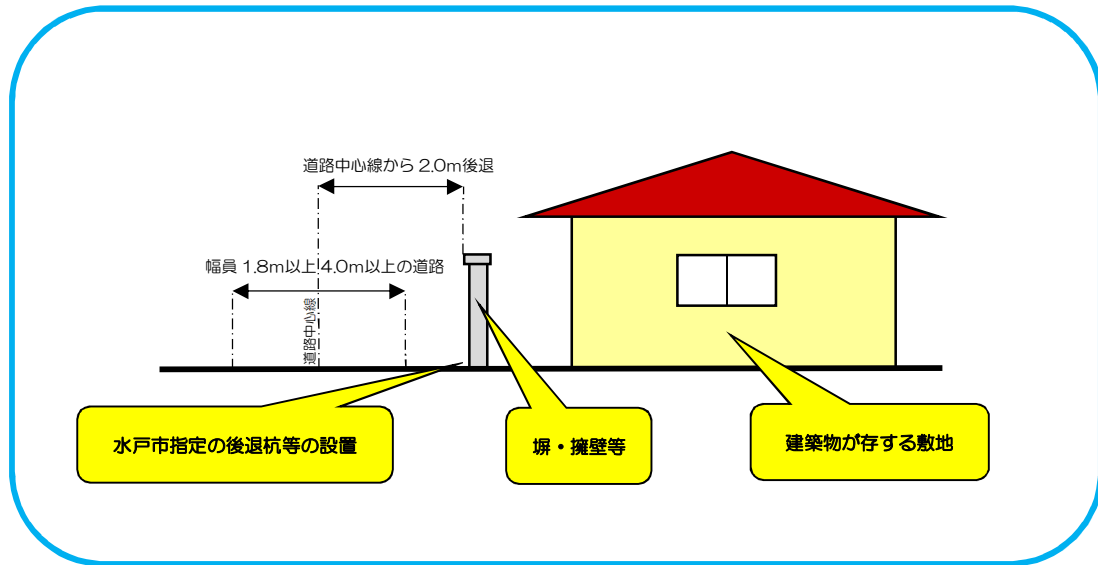


門又は塀の建築（擁壁の築造）届について

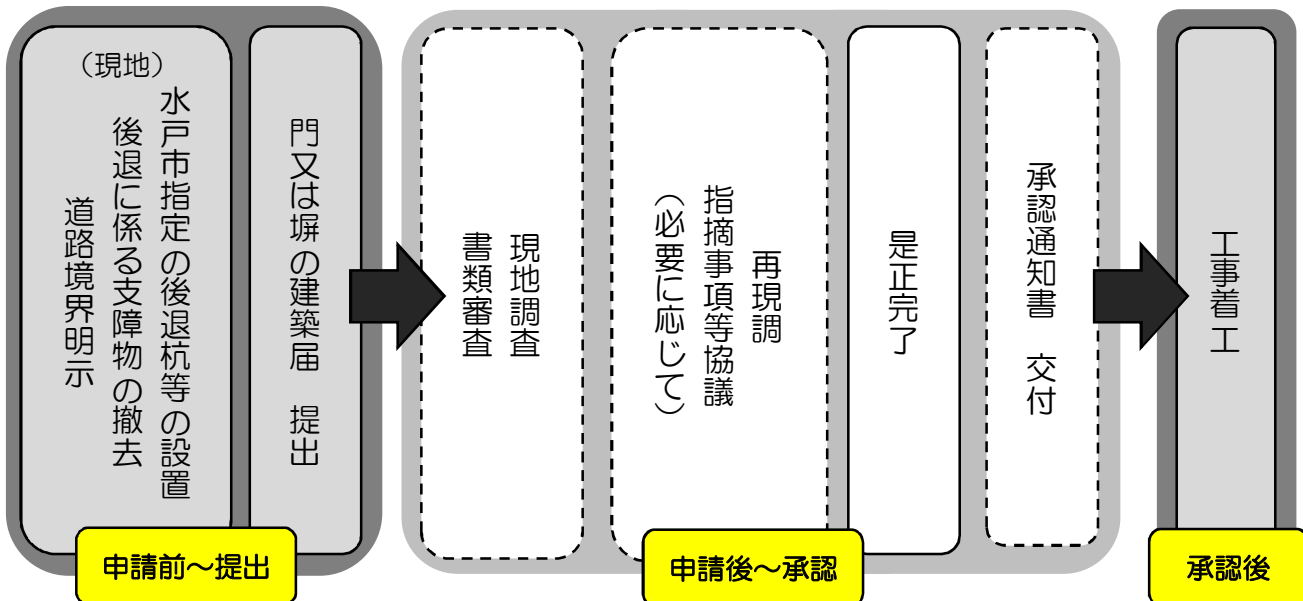
幅員 4メートル未満の道路（建築基準法第 42 条第 2 項に規定する道路）に接した建築物が存する敷地で、門または塀等を建築する場合には、道路の中心線から 2メートル後退（セットバック）するよう建築基準法で規定されています。（「敷地を造成するための擁壁」については、建物の存在にかかわらず、届出が必要です。）

また、この場合、市要項により着工 5 日前までに門又は塀の建築（擁壁の築造）届（様式第 2 号）を市に提出し、承認を受けなければなりません。必ず守るようお願いします。



届出の流れ

---市が行う事務手続き



(お問い合わせ先)

水戸市役所 都市計画部 建築指導課 審査第 2 係

電話番号：内線：3461、3462 / ファクス：ファクス番号：029-224-1129

〒310-8610 茨城県水戸市中央 1-4-1 本庁舎 5 階

業務時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで / 休業日：土・日曜日、祝日

記入例

(オモテ面)

様式第2号(第5条関係)

門又は塀の建築(擁壁の築造)届

届出日を記入

令和3年5月10日

水戸市長 様

施工者でも可

申請者 住所 水戸市〇〇町1-1
氏名 〇〇 〇〇

個人の場合、
認印でも可

門又は塀の建築(擁壁の築造)をしたいので、水戸市建築基準法に基づく敷地の後退等に関する要項第5条第1項の規定により届け出ます。

敷地の地名, 地番 水戸市〇〇町 0000-1 (住居表示 〇〇町1-1)

必要に応じて
住居表示地区
記入

建築主 住所氏名 水戸市〇〇町1-1
〇〇 〇〇 電話 029-000-0000

施工者 住所氏名 水戸市〇〇2丁目2
株式会社〇〇〇建設 △△ △△ 電話 029-000-1111

区域の別,
用途地域,
道路名は
事前にご
確認くだ
さい※

区域の別 市街化区域
市街化調整区域 用途地域 第一種低層住居専用地域

道路名 市道・県道・農道・私道・その他 工事種別 新設・改設・増設

配置図と整合

構造 CB造 高さ 1.5 m 延長 8.5 m

工事予定期間 令和3年6月1日着工～令和3年6月20日しゅん工

必要に
応じて
記入

届出～承認ま
で日数を要す
ることを踏ま
え、工事予定を
設定願います

備考

※ 受付	※ 決裁	※ 承認
第号		第号
年月日		年月日
担当者 印		担当者 印

注 ※欄は、記入しないこと。

※事前確認の問合せ先

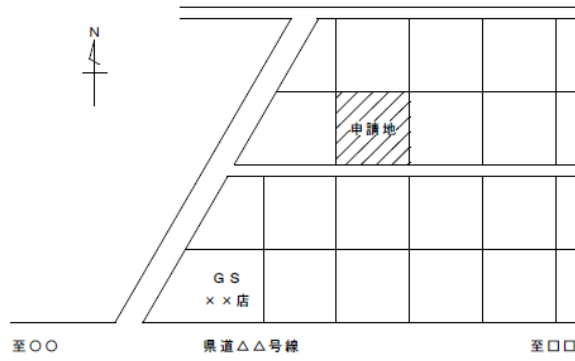
- 区域の別, 用途地域について…都市計画課
- 道路名, 道路境界について…(市道)道路管理課, (私道)建築指導課
- 法42条2項道路に該当するか…建築指導課

～届出を提出の前に、道路境界が明確であることを確認してください～

(ウラ面)

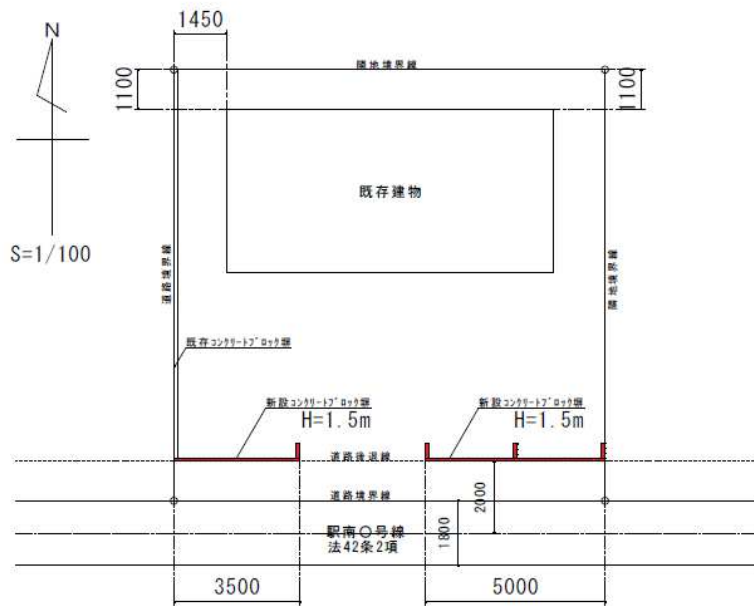
付近見取図

参考



配置図

参考



- 注1 付近見取図に明示すべき事項は、方位、道路及び目標となる建物とする。
- 注2 配置図に明示すべき事項は、縮尺、方位、建築線、敷地内における建築物の位置、申請に係る門、堀等と他の建築物との別並びに道路の名称及び幅員とする。

付近見取図、配置図については上記「注」を確認のうえ作成願います。
作成方法等や申請についてご不明な点等は、事前に建築指導課 審査第2係
までご相談ください